

事業事前評価表

国際協力機構 人間開発部
保健第二グループ

※ 当初の総事業費は2億円未満であったが、追加投入により2億円程度となる（2020年6月時点）。そのため、案件実施途中であるが、事前評価表を作成する。

1. 案件名（国名）

国名：

大洋州広域 6か国

（パプアニューギニア、サモア、ミクロネシア、キリバス、ツバル、フィジー）

案件名：

（和名）大洋州広域フィラリア対策プロジェクト

（英名）Project for Elimination of Lymphatic Filariasis in the Pacific Region

2. 事業の背景と必要性

（1）当該各国における保健セクター/大洋州地域の開発の現状・課題及び本事業の位置づけ

大洋州地域では、世界保健機構（WHO）の指定する顧みられない熱帯病（Neglected Tropical Diseases。以下、「NTDs」という。）の一種であるリンパ系フィラリア症（Lymphatic Filariasis。以下、「LF」という。）の感染がいまだに確認されており、制圧に向けた対策が継続されている。LFは感染が進行するとリンパ液の還流障害をきたし、陰嚢水腫や四肢の慢性的なリンパ浮腫といった症状を引き起こすことがある。そのため、感染患者は身体的障害に加えて、社会的・経済的な不利益も被っていることが指摘されている¹。この状況を受け、1999年にWHO西太平洋地域事務局（Western Pacific Regional Office。以下、「WPRO」という。）が、大洋州リンパ系フィラリア症制圧計画（Pacific Programme to Eliminate Lymphatic Filariasis。以下、「PacELF」という。）を開始した。この計画では、大洋州地域におけるLFを2020年までに制圧することを目指し、①感染地域において伝播を阻止するための駆虫薬の集団投薬（Mass Drug Administration。以下、「MDA²」という。）、②決められたMDA回数を実施

¹ Ramaia KD, Ottesen EA. 2014 Progress and impact of 13 years of the Global Programme to Eliminate Lymphatic Filariasis on reducing the burden of Filarial disease. PLoS Negl Trop Dis8(11):e3319

² MDAは、1年ごとに合計2回実施する。

した後の定点調査（Transmission Assessment Survey。以下、「TAS³」という。）、
③慢性リンパ浮腫患者に対するケアを実施している。

本事業の対象各国では、キリバス保健戦略計画（2016-2019）、サモア健康セクター計画（2008-2018）、ツバル国家開発戦略と国家保健計画（2008-2018）、パプアニューギニア国家保健計画（2011-2020）、フィジー国家戦略計画（2016-2020）、ミクロネシア戦略的開発計画（2004-2023）において、LF 対策が主要取り組み課題もしくは戦略的目標として挙げられている。

本事業では、各国において PacELF を支援することで、LF 制圧を目指す。

（2）保健セクター/大洋州地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対象となる 6 カ国に対する我が国の国別開発協力方針・事業展開計画では、いずれもフィラリア制圧計画が盛り込まれており、対象各国における我が国の優先度が高い保健課題である。また、2018 年 5 月に開催された第 8 回太平洋・島サミット（The Eighth Pacific Islands Leaders Meeting：PALM8）で示された「強靱かつ持続可能な発展のための基盤の強化」においては、医療サービス及び福祉の向上のためには、大洋州地域各国間において、感染症を含む保健・医療分野における協力強化の必要性の認識が共有された。

加えて、MDA と TAS による LF の予防と治療、患者ケアは、持続可能な開発目標（SDGs）ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献するといえる。これまで JICA は、PacELF が実施されている大洋州地域の 14 カ国⁴に対して、1970 年代から現在に至るまでボランティア派遣を継続、また、2000 年度から 2016 年度までは感染症対策医療特別機材を通じて、駆虫剤（～2010 年度まで⁵）と検査キットを供与してきた。協力規模としては、年間 3 千万円程度を支援し、2000 年度から 2016 年度までの 17 年間の総額は約 4 億円であり、大洋州地域の 8 カ国⁶においては LF の制圧を迎えることができた。

本事業では、各国の LF 対策課題として残されている、①検査キット供給、② MDA や TAS を実施するための計画策定や運営能力強化、③疾病管理のためのデータ管理システムの構築において支援を継続することにより、LF 制圧に向けた

³ TAS は、MDA の終了後、最低 6 か月の期間をあげたのちに preTAS、その後 TAS を 2 年ごとに合計 3 回実施する。ただしこの preTAS と TAS における感染率が WHO の基準に達していなければ、再度 MDA 実施へ戻る。TAS3 回目において、感染率が WHO の基準未満であれば LF 制圧の手続きに入る。

⁴ フィジー、キリバス、ミクロネシア、パプアニューギニア、サモア、トンガ、ツバル、マーシャル諸島、クック諸島、ニウエ、パラオ、バヌアツ、ナウル、ソロモン諸島の 14 カ国

⁵ 2011 年度以降はエーザイ株式会社による無償供与

⁶ 既に制圧を終えた大洋州地域 8 カ国は、クック諸島、ソロモン諸島、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、マーシャル諸島、パラオ（2018 年 9 月時点）。

対策強化を目指す。

(3) 他の援助機関の対応

1999年にWPROは大洋州地域のLF制圧に向けた包括的な開発戦略を打ち出し、域内22カ国・地域が参加してPacELFが開始された。現在、大洋州地域においてはWPROがLF対策のプロジェクトコーディネータを各国保健省に派遣し、それぞれの国の薬剤や検査キットの要請数量の算定と要請手続き支援、在庫管理、LF対策のための研修、MDAおよびTAS実施、リンパ浮腫患者のケア、プロジェクト効果のモニタリング・評価に関する支援を行っている。PacELFはこのようにWPROが中心となり、それに加えて豪州などの政府や、米国疾病管理予防センター、米国や豪州の学術機関、そしてビル&メリンダ・ゲイツ財団、製薬会社など多くのドナー機関が協働で支援を行っている。日本企業であるエーザイ株式会社は、大洋州地域におけるLF制圧までの駆虫薬(diethylcarbamazine: DEC)の無償供与をWHOに約束している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

1	パプアニューギニア	対象州におけるMDAやTASの実践能力が強化されることにより、LF対策が制度化されることを図り、もってLF対策の実施システムが維持されることに寄与するものである。
2	サモア	サモアにおけるMDAやTASの実践能力が強化されることにより、LF対策が制度化されることを図り、もってLF制圧が承認される準備がなされることに寄与するものである。
3	ミクロネシア	ミクロネシアにおけるTASの実践能力が強化されることと、LF制圧承認のための申請書類の下書きが準備されることにより、LF対策が制度化されることを図り、もってLF制圧が承認される準備が強化されることに寄与するものである。
4	キリバス	キリバスにおいてLFが制圧されたことを承認するための申請書類が提出されるにより、WHOによるLF制圧の承認を受けることを図り、もってLFが制圧された状態が維持されることに寄与するものである。
5	ツバル	ツバルにおけるIDA ⁷ によるMDAやPre-TAS/TASの実践能力が強化されることにより、LF対策が制度化されることを図り、もってLF制圧が承認される準備がなされることに寄与するものである。

⁷ Ivermectine, diethylcarbamazine(DEC), Albendazole の頭文字で、triple drug therapy とも言う。成虫の駆虫効果が高く、従来までの Ivermectine と DEC では MDA が 5 回必要であったところ、IDA では 2 回実施後、TAS に移行してよいとガイドラインにて決められている。

<http://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/259381/9789241550161-eng.pdf;jsessionid=A5B4FD160085B3086327E0C2D0B159D8?sequence=1>

6	フィジー	フィジーにおける FTS の供給と効率的な使用における実施能力が強化され、フィラリア制圧承認のための申請書類の下書きが準備されることにより、LF 対策が制度化されることを図り、もって LF 制圧が承認される準備がなされることに寄与するものである。
---	------	---

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

1	パプアニューギニア	以下3州を対象として実施する。 ・ニューアイルランド州（以下、「NIP」という。） ・ウェストニューブリテン州（以下、「WNBP」という。） ・イーストニューブリテン州（以下、「ENBP」という。）
2	サモア	全国
3	ミクロネシア	全国
4	キリバス	全国
5	ツバル	全国
6	フィジー	全国

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

プロジェクトサイトの住民全体

(4) 総事業費（日本側）

1億3千万円程度（6カ国合計額・当初金額）

※ 追加投入により、2億円程度となる（2020年6月時点）

(5) 事業実施期間

2018年10月～2022年2月（計3年5か月）

※ パプアニューギニアの実施期間を事業全体の実施期間とする。

1	パプアニューギニア	2018年10月～2022年2月（3年5か月）
2	サモア	2019年5月～2022年2月（2年10か月）
3	ミクロネシア	2019年8月～2022年2月（2年7か月）
4	キリバス	2019年9月～2022年2月（2年6か月）
5	ツバル	2020年1月～2022年2月（2年2か月）
6	フィジー	2020年3月～2022年2月（2年0か月）

(6) 事業実施体制

相手国実施機関

1	パプアニューギニア	カウンターパート機関は、保健省（National Department of Health。以下、「NDoH」という）である。パプアニューギニア国内の医療・保健に関する行政や業務を司る省庁であり、その中でも LF 対策は疾病対策サーベイランスオフィス（Disease Control and
---	-----------	---

		Surveillance Office) のマラリア担当部署が実施している。プロジェクトのパイロットサイト (NIP、ENBP、WNBP) においては各州それぞれの州保健局 (Provincial Health Administration。以下、「PHA」という) がその地域の LF 対策を管轄している。本事業は、保健省ならびに州保健局をカウンターパートとして実施する。
2	サモア	カウンターパート機関は、保健省 (Ministry of Health ⁸ 。以下、「サモア MoH」という) が行っている。
3	ミクロネシア	カウンターパート機関は、保健社会福祉省 (Department of Health and Social Affairs。以下、「DOHSA」という)。そのなかの、Department of Health が他の保健事業と並行して LF 対策を担当している。
4	キリバス	カウンターパート機関は、保健医療サービス省 (Ministry of Health and Medical Services。以下、「キリバス MoHMS」という)。キリバス国内の医療・保健に関する行政や業務を司る省庁。LF 対策は、WHO と特別契約を結んでいる職員が担当をしている。
5	ツバル	カウンターパート機関は、保健省 (Ministry of Health。以下、「ツバル MoH」という)。ツバル国内の医療・保健に関する行政や業務を司る省庁であり、LF 対策は保健省の職員とともに WHO と特別契約を結んでいる職員が担当をしている。
6	フィジー	カウンターパート機関は、保健医療サービス省 (Ministry of Health and Medical Services。以下、「フィジー MoHMS」という)。LF 対策は、Fiji Centre for Communicable Disease Control が LF 制圧プログラムを実施しており、フィジー MoHMS 職員のほか、WHO と特別契約を結んでいる職員も支援に当たっている。

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣 (合計約 70MM)

i 長期専門家 (合計約 70M/M)

チーフアドバイザー (パプアニューギニア派遣、他 5 か国は出張対応)

技術専門家 (フィジー派遣、他 5 か国は出張対応)

業務調整員 (パプアニューギニア派遣、他 5 か国は出張対応)

ii 短期専門家 (合計約 6M/M)

MDA の専門家 (パプアニューギニア)

その他、対象国と JICA が合意した分野の専門家

② 機材供与

体重計 (サモア)

③ 在外事業強化費

2) 対象国側

⁸ LF 対策を実施していた National Health Service は 2017 年 12 月に保健省と合併。それ以降 LF 対策は保健省が担当する。

(パプアニューギニア、サモア、ツバル、ミクロネシア、キリバス、フィジー)

①カウンターパートの配置

②活動実施のための施設や、必要機材の提供

各国保健省もしくは各州保健局内における JICA 専門家執務スペース

各国保健省もしくは各州保健局内における付帯設備の提供

研修場所と研修に必要な機材

MDA と TAS に関する移動のための車両

③活動実施費用等

プロジェクト実施に必要な経費

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「2.事業の背景と必要性(1)(2)」に記載のとおり、本事業では、各国の LF 対策課題として残されている、①検査キット供給、②MDA や TAS を実施するための計画策定や運営能力強化、③疾病管理のためのデータ管理システムの構築において支援を継続することにより、LF 制圧に向けた対策強化を目指す。

2) 他援助機関等の援助活動

「2.事業の背景と必要性(3)」に記載のとおり、本事業は WPRO の PacELF に基づき実施される。豪州などの政府や、米国疾病管理予防センター、米国や豪州の学術機関、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、そして製薬会社など多くのドナー機関が協働で支援を行っている。支援の重複を避け、相乗効果を高めるために、WPRO が中心となり援助協調を行っている。本事業も WPRO との連携を密に行うことで効果的な援助協調に参画する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (A,B,C を記載) カテゴリ C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ 環境許認可 特記事項なし

④ 汚染対策 特記事項なし

⑤ 自然環境面 特記事項なし

⑥ 社会環境面 特記事項なし

⑦ その他・モニタリング 特記事項なし

2) 横断的事項

なし

3) ジェンダー分類

【ジェンダー案件】

ジェンダー活動統合案件 Gender Informed (Significant) GI (S)

<活動内容／分類理由>

本事業においては MDA が主な活動であるが、妊娠中の女性は安全上の問題により、MDA として配布される薬剤を服用することはできない。そのため、妊娠可能性のある女性に配薬する場合には、特別な配慮が必要であることから分類を GI (S) とする。

(10) その他特記事項

なし

4. 事業の枠組み

パプアニューギニア

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

パプアニューギニアのプロジェクト対象州において、LF 対策の実施システムが維持される。

指標：

- ①2024 年までに、NIP にて TAS3 が実施される。
- ②2024 年までに ENBP と WNBП において、TAS2 が実施される。

2) プロジェクト目標と指標

プロジェクト対象州において、フィラリア対策が強化され、制度化される。

指標：

- ①2021 年までに対象州において、IDA による MDA が実施される。
- ②2021 年までに NIP において、TAS1 が実施される。

3) 成果

- ①プロジェクト対象州において、IDAによるMDAの実践能力が発展、強化される。
- ②IDAによるMDAの国内実施ガイド案が作成される。
- ③プロジェクト対象州において、Pre-TASの実践能力が発展、強化される。
- ④プロジェクト対象州において、TASの実践能力が発展し、強化される。
- ⑤プロジェクト対象州において、IDAによるMDAとTAS結果の評価が、将来的にDossier⁹を作成するために利用できる状態となる。

サモア

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

サモアにおいて、公衆衛生の問題としてLF制圧が承認される準備がなされる。

指標：

- ① 2025年までに、公衆衛生の問題としてのLF制圧が、サモア国家宣言とされる。

2) プロジェクト目標と指標

サモアにおいて、LF対策が強化され、制度化される。

指標：

- ① 2020年までにサモアにおいて、計画されたIDAによるMDAが実施される。
- ② 2022年までにサモアにおいて、計画されたTAS1が実施される。

3) 成果

- ①サモアにおいて、IDAによるMDAの実践能力が発展、強化される。
- ②サモアにおいて、Pre-TASの実践能力が発展、強化される。
- ③サモアにおいて、TASの実践能力が発展し、強化される。
- ④サモアにおいて、IDAによるMDAと、TAS結果の評価が、将来的にDossierを作成するために利用できる状態になる。

⁹ LF制圧の証明をWHOに報告するためのドキュメント一式。

ミクロネシア

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

ミクロネシアにおいて、公衆衛生の問題として LF 制圧が承認される準備が強化される。

指標：

2025 年までに、全国において TAS 2 が実施される

2) プロジェクト目標と指標

ミクロネシアにおいて、LF 対策が強化され、制度化される。

指標：

2022 年までに少なくとも TAS 1 においては、全国で実施される。

3) 成果

- ① FTS の供給と効率的な使用における実施能力が強化される。
- ② フィラリア制圧承認のための申請書類の下書きが準備される。

キリバス

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

キリバスにおいて、LF が制圧された状態が維持される。

指標：

2025 年の時点で、選択された人々の間において血清有病率が WHO の基準より低いことが維持される。

2) プロジェクト目標と指標

キリバスにおいて、LF が制圧されたことを WHO により承認される。

指標：

- ① 2022 年までに、公衆衛生の問題として LF 制圧が承認するための WHO 証明が出る。
- ② 2022 年までに LF 制圧がキリバス国家宣言として出される。

3) 成果

- ① LF が公衆衛生の問題として制圧したことを承認するための Dossier が提出される。
- ② LF 制圧後の実施体制が強化される

ツバル

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

ツバルにおいて、LF 制圧が承認される準備が強化される。

指標：

2025 年までに、ツバルにおいて TAS2 が実施される。

2) プロジェクト目標と指標

ツバルにおいて、LF 対策が強化され、制度化される。

指標：

①2020 年までにツバルにおいて、IDA による MDA が実施される。

②2022 年までにツバルにおいて、TAS1 が実施される。

3) 成果

①ツバルにおいて、IDA による MDA の実践能力が発展、強化される。

②ツバルにおいて、Pre-TAS / TAS の実践能力が発展、強化される。

フィジー

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

フィジーにおいて、LF 制圧が承認される準備がなされる。

指標：

2025 年までに、LF 制圧がフィジー国家宣言とされる。

2) プロジェクト目標と指標

フィジーにおいて、LF 対策が強化され、制度化される。

指標：

2022 年までに少なくとも TAS1 においては、全国で実施される。

3) 成果

①FTS の供給と効率的な使用における実施能力が強化される。

②フィラリア制圧承認のための Dossier の下書きが準備される。

5. 前提条件・外部条件

パプアニューギニア

(1) 前提条件

- 1) パプアニューギニアの LF 制圧に対する国家戦略計画が維持され、また 2021 年までに改訂される。
- 2) カウンターパートが予定どおりに配置される。
- 3) 関連機関がプロジェクトの実施を否定しない。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

1) 上位目標

- ・ LF 対策基準が WHO によって変更されない。

2) プロジェクト目標

- ・ LF 対策基準が WHO によって変更されない。

3) 成果

①成果 1

- ・ MDA で使用される薬剤が WHO や他のパートナーによって供給される。

②成果 2、成果 3

- ・ TAS で使用の FTS キットが WHO や他のパートナーによって供給される。

サモア

(1) 前提条件

- 1) サモアの LF 制圧に対する国家戦略計画が維持され、2021 年までに改訂される。
- 2) カウンターパートが予定どおりに配置される。
- 3) 関連機関がプロジェクトの実施を否定しない。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

1) 上位目標

- ・ LF 対策基準が WHO によって変更されない。

2) プロジェクト目標

- ・ LF 対策基準が WHO によって変更されない。

3) 成果

①成果 1

- ・ MDA で使用される薬剤が WHO や他のパートナーによって供

給される。

②成果2、成果3

- ・TAS で使用の FTS キットが WHO や他のパートナーによって供給される。

ミクロネシア

(1) 前提条件

- 1) ミクロネシアの LF 制圧に対する国家戦略計画が維持される。
- 2) カウンターパートが予定通りに配置される
- 3) 関連機関がプロジェクトの実施を否定しない。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

1) 上位目標

- ・LF 対策基準が WHO によって変更されない。

2) プロジェクト目標

- ・LF 対策基準が WHO によって変更されない。

3) 成果

①成果1

- ・TAS で使用の FTS キットが WHO や他のパートナーによって供給される。

②成果2

- ・なし

キリバス

(1) 前提条件

- 1) キリバスの LF 制圧に対する国家戦略計画が維持され、2019 年までに改訂される。
- 2) カウンターパートが予定どおりに配置される。
- 3) 関連機関がプロジェクトの実施を否定しない。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

1) 上位目標

- ・LF 対策基準が WHO によって変更されない。

2) プロジェクト目標

- ・LF 対策基準が WHO によって変更されない。

ツバル

(1) 前提条件

- 1) ツバルの LF 制圧に対する国家戦略計画が維持される。
- 2) カウンターパートが予定どおりに配置される。
- 3) 関連機関がプロジェクトの実施を否定しない。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

1) 上位目標

- ・ LF 対策基準が WHO によって変更されない。

2) プロジェクト目標

- ・ LF 対策基準が WHO によって変更されない。

3) 成果

①成果 1

- ・ MDA で使用される薬剤が WHO や他のパートナーによって供給される。

②成果 2

- ・ TAS で使用される FTS キットが WHO や他のパートナーによって供給される。

フィジー

(1) 前提条件

- 1) フィジーの LF 制圧に対する国家戦略計画が維持される。
- 2) カウンターパートが予定どおりに配置される。
- 3) 関連機関がプロジェクトの実施を否定しない。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

1) 上位目標

- ・ LF 対策基準が WHO によって変更されない。

2) プロジェクト目標

- ・ LF 対策基準が WHO によって変更されない。

3) 成果

①成果 1

- ・ TAS で使用される FTS キットが WHO や他のパートナーによって供給される。

②成果 2

- ・ なし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

1) 類似案件の評価結果及び 2) 本事業への教訓

案件名	1) 類似案件の評価結果	2) 本事業への教訓
ミャンマー「マ ラリア対策計 画」	国の医薬品管理システムが整備されていないことによる流通の問題が指摘されている。まず、港でのクリアランスに時間がかかることでタイムリーな医薬品の配送ができていない上に、一定の温度を保つ流通の整備が不足している状況である。そのため、医薬品調達配布管理システム強化の必要性が課題に残っている。	本事業においても、必要な量の薬剤・検査キットを期限内に適切な方法で調達することがMDAにおいてもTASにおいても重要になる。TASに使用するFTS（検査キット）の製造は1社の請負であることから、発注から発送までに半年を要することが、WHOから情報共有されている。その点も踏まえて、計画的な薬剤等の手配を行う必要がある。医薬品調達配布管理システムについては各国にて確認済であるが、リスクを洗い出し計画どおりの配布を行う。
ケニア「2008-10 年度ケニア HIV/AIDS 対策 計画」	調達機材の品質について、中央倉庫への搬入時に一度サンプルによる検査が行われただけで、実際に使用される保健医療施設に配布後の品質に関するモニタリングは行われていない状況であった。そのため、中間保管庫の訪問や、いくつかの末端保健施設訪問をすることで物品の保管・配布状況の裏付けを取ることができ、そのようにして品質確認すべきであると結論づけられている。	FTS（検査キット）の使用前には、必ず陽性抗原サンプルを使用してFTSを2セット、テストする必要がある。FTSの管理温度は常温（2～37℃）であることから特別な保管環境は不要であるが、検査前にFTSが正常に機能するかを確認することで、正しい判定結果を得るとともに、輸送・保管されるなかで正しく扱われていたかを確認する意味でも重要なテストであると言える。これについては、徹底して行うように留意してプロジェクトに取り組む。

7. 評価結果

本事業は、対象各国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められる、SDGs ゴール 3「健康」に貢献すると考えられることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

ベースライン調査は保健省により終了している。

事業開始時：モニタリングシート Ver1 について相手国実施機関と確認

事業実施中：6 か月ごとにモニタリングシートを相手国実施機関と協同で作成する。作成にあたっては JCC を活用する。JCC は最低でも年 1 回開催し、活動、進捗、成果・目標達成状況の確認、活動実施上の課題の解決策等に関する協議を行う。

事業終了時：事業終了 3 か月前に専門家は相手国実施機関と協同で事業完了報告書案を作成する。事業終了時に JCC 等で合同レビューを実施し、その結果を踏まえ、事業完了報告書を修正し確定させる。

事業終了 3 年後：事後評価

※ 時期については各国 PO 参照

以上